

自動車税環境性能割の徴収間違いにつきまして

平素は格別のご配慮を賜り厚く御礼を申し上げます。

この度、弊社でお客様に新車を販売した際に、自動車税環境性能割の税金を余分に徴収させていただき、そのまま県税務事務所に納付していたことが判明いたしました。

ここに深くお詫び申し上げるとともに、弊社をご利用のお客様ならびにお取引先にもご心配をおかけしますことを重ねてお詫び申し上げます。

1. 経緯について

- ・新車購入をご検討のお客様から「同じ車両の同一グレードの見積書で他社と自動車税環境性能割の金額が異なるのはなぜか？」とのお問い合わせをいただき、社内で調査したところ本来課税対象外のフロアマットに誤って課税するシステム対応になっていたことが判明いたしました。

2. 上記事象が生じた原因について

- ・トヨタ自動車株式会社様から提供される見積書、契約書を作成するシステムにおいて誤った設定をしていました。県税である自動車税環境性能割は愛知県の場合、自動車に固定されない「搭載用品」（フロアマット、スペアタイヤ等）は課税対象外です。しかしながら初期の段階からすべての「搭載用品」を車両とセットで税金を計算し、注文書を作成する仕組みになっていました。
誠に申し訳ございませんでした。

3. 対象の車両について

- ・間違いが発覚した本年2月を起点とし、税金の還付が受けられる5年間を遡った(2019年2月～2024年2月) 12,732件が対象となります
なお、2019年2月～9月末までのお客様は「自動車税環境性能割」ではなくその前の「自動車取得税」が設定されており、その取得税でも同様の誤りが判明いたしました。従いまして、課税対象外の「搭載用品」の課税徴収分を返金させていただきます。

4. お客様に対する弊社対応について

- ・8月1日より該当の車両をお持ちのお客様へご連絡とご説明をさせていただき、順次返金をさせていただきます。

5. 再発防止策について

- ・新車では商談メモ＆見積書作成システム管理者の再教育を実施いたします。
引き続き税関係の情報更新確認ルールの徹底をいたします

改めて、お客様ならびに取引先の皆様には、多大なるご迷惑をおかけし心からお詫び申し上げます。
弊社といたしましては、上記の再発防止策の遂行を徹底し、同様の事象が発生しないよう全力で務めてまいります。

お問合せ窓口

0120-31-2278

(火曜日～土曜日 9:30～18:00)